

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

奈良県教育委員会委員長 上野道善

### 奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第三項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。